

日頃、人口動態調査に対し、国民の皆様からよくいただくお問合わせにつきまして、Q & A形式でまとめました。

【調査の概要に関するもの】

Q. 人口動態調査の調査対象を教えてください。

A. 人口動態調査は、市区町村に届出等がされた出生・死亡・婚姻・離婚・死産の全数を調査対象としています。

Q. 外国人も集計の対象としていますか。

A. 年報（確定数）で、日本における外国人として集計・公表しています。また、外国における日本人についても同様に年報（確定数）にて集計・公表しています。

Q. 集計結果はどのように公表しているのですか？

A. 人口動態調査では、次の4種類の集計結果について公表しています。

○速報

市区町村に届出等がされた出生・死亡・婚姻・離婚・死産の全数を集計したものです。

○月報（概数）、月報年計（概数）

「速報」公表後、詳細に内容を審査し、「日本における日本人」を対象に集計したものが「月報（概数）」です。これを1～12月まで積算した結果が「月報年計（概数）」です。

○年報（確定数）

「月報年計（概数）」に都道府県等からの訂正報告等を反映したものです。別掲で「日本における外国人」、「外国における日本人」を集計しています。

Q. 集計客体の「日本における日本人」とはどういう意味でしょうか。

- A. 「日本において発生した日本人の事象（出生・死産・死亡・婚姻・離婚）」を意味します。
また、「日本における」と、「日本人」の用語の定義は次のとおりです。

事象	「日本における」	「日本人」
出生	生まれた場所が日本	両親または両親の一方が日本国籍のもの（ただし、嫡出でない子の場合は、母が日本国籍のもの）
死産	分娩の場所が日本	
死亡	死亡の場所が日本	死亡した者が日本国籍のもの
婚姻	夫の住所が日本	夫妻または夫妻の一方が日本国籍のもの
離婚	別居する前の住所が日本	

Q. 人口動態調査の1年分の集計期間はいつからいつまでですか。

- A. 各年の1月～12月の結果を集計しています。年度での集計はしていません。

【調査の結果に関するもの】

Q. 人口千対の率とはどういう意味でしょうか。

- A. 1000人の人口集団の中での発生比率のことをいいます。たとえば死亡率（人口千対）では、人口1000人あたりで、どのくらいの方が死亡したかを表しています。百分率ではないため、100を超える場合もあります。

$$\text{出生率} \cdot \text{死亡率} \cdot \text{婚姻率} \cdot \text{離婚率} = \frac{\text{年間の件数}}{\text{人口}} \times 1,000$$

Q. 合計特殊出生率とはどういう率でしょうか。

- A. 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。WHOの定義をもとに算出しており、国際比較にも用いられています。

$$\text{合計特殊出生率} = \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女性人口}} \quad \text{15歳から49歳までの合計}$$

Q. 死因はどのようにして決定しているのですか。

- A. 医師が作成した死亡診断書または死体検案書に記入された死因について、WHOより示された原死因選択手順（ルール）に従って、決定しています。

Q. 死因の分類はどのようにして決めているのですか。

- A. WHOが、疾病、傷害及び死因の統計を国際比較するために勧告した統計分類である「ICD（疾病及び関連保健問題の国際統計分類: International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems）」に基づき、分類を行っています。

Q. 都道府県別など、地域別の統計表は、何を基準に分類しているのですか。

- A. 各事象によって異なります。次の調査票項目を基準に分類しています。

事象	分類の基準となる調査票項目
出生	「子の住所」
死亡	「死亡した人の住所」
婚姻	「夫の住所」
離婚	「別居する前の住所」
死産	「死産があったときの母の住所」

※ なお、人口動態統計速報の都道府県別についてのみ、上記基準ではなく、各届書が届け出られた「届出地」によって分類しています。

Q. 調査結果を論文等で引用したいのですが、手続きは必要ですか。

- A. 公表されている調査結果であれば、特段の手続きは不要ですので、広くご活用ください。ただし、調査結果の引用の際には、出典として、厚生労働省「人口動態統計」と御記入くださるようお願いいたします。

Q. 人口動態統計の自殺者数と、警察庁の自殺者数で、数値が違うのはなぜですか。

- A. 「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」では、次の点が異なるため、集計結果が違ってきます。

1 調査対象の差異

厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、警察庁の自殺統計は、総人口（日本における外国人も含む。）を対象としている。

2 調査時点の差異

厚生労働省の人口動態統計は、住所地を基に死亡時点で計上し、警察庁の自殺統計は、発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知）で計上している。

3 事務手続き上（訂正報告）の差異

厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。

警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。

（内閣府「自殺対策白書」（平成23年版）より抜粋）

【その他】

Q. 人口動態調査では、どのような行政記録情報が用いられていますか。

- A. 出生届・死亡届・婚姻届・離婚届及び死産届の5事象が用いられています。出生・死亡・婚姻・及び離婚については戸籍法（昭和22年法律第224号）による届出から、死産については死産の届出に関する規程（昭和21年厚生省令第42号）による届出から人口動態調査票が作成されています。

Q. 人口動態調査の事務処理基準はどのように周知されていますか。

A. 事務処理基準をまとめた冊子を作成し、調査に携わる都道府県、保健所及び市区町村にそれぞれ配布しています。

Q. 調査票の提出確保のためにどのような取組が行われていますか。

A. 届出と調査票に同一の事件簿番号を記入することによって、調査票の作成漏れ、重複作成を防ぐ取組が行われています。

Q. 調査票に回答が記載されていない項目があった場合、どのように集計されますか。

A. 回答がない項目についても不詳又は非回答として集計され、人口動態統計に反映されています。

Q. 外れ値と思われる数値について、どのように処理していますか。

A. 自治体へ照会を行い、確認を経て計上しています。

Q. 目標母集団と実際に利用している母集団フレームには、どの程度の差異がありますか。

A. 人口動態調査では、市区町村に提出された届出について、必ず調査票が作成されるため、差異は発生しません。

Q. 回答数は具体的にどの程度でしょうか。

A. 令和2年における回答数は5事象合わせて約300万9千件です。

Q. オンラインを用いた回答数及びオンライン提出率はどの程度でしょうか。

A. 前述のとおり、令和2年の回答数約300万9千件のうち、オンラインを用いた回答数は約300万8千件であり、オンライン提出率は約99.9%となっています。

Q. 欠測値を生じさせないために、どのような取組が行われていますか。

A. 欠測値が疑われる項目については、審査段階において市区町村に照会を行った上で集計に反映させています。

Q. オンラインを用いて報告を行う際に、入力エラーや処理途中のエラーが生じたため、集計結果に誤差が生じることはあるのでしょうか。

A. 市区町村で調査票を入力する際に入力エラーが生じることは考えられますが、明らかに誤りだと思われる項目については、市区町村に照会した上で集計に反映させています。また、入力されたデータがシステムで処理されている過程でエラーが生じ、結果に誤差が生じることはありません。

Q. 市区町村での入力エラーを減じるために、どのような取組が行われていますか。

A. 明らかに誤りである数値がシステムに入力された場合、画面上に通知を出してシステム利用者に確認を促す仕組みが用いられています。

Q. 非標本誤差を減じるために、何か対策を行っていますか。

A. 都道府県、保健所及び市区町村に調査票の作成方法を記載した人口動態調査必携を配布し、調査票作成を行う職員の経験や質によって回答に誤差が生じないようにしています。